

議員提案第 28 号

能登半島地震被災者の医療費一部負担金免除等の  
ための財政支援を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

平 松 洋 一

小 柳 聡

小 野 清 一 郎

荒 井 宏 幸

伊 藤 健 太 郎

土 田 真 清

小 野 照 子

倉 茂 政 樹

武 田 勝 利

志 賀 泰 雄

内 山 幸 紀

宇 野 耕 哉

竹 内 功

中 山 均

能登半島地震被災者の医療費一部負担金  
免除等のための財政支援を求める意見書

昨年1月1日に発生した震度7の能登半島地震によって、新潟市でも多くの家屋が被害を受け、地震から1年が経過した現在も復興は道半ばです。その中で、自治体の国民健康保険事業会計や介護保険事業会計、後期高齢者医療広域連合への国からの財政支援によって、一定以上の被害を受けた被災者の医療費の一部負担金や介護保険利用料が免除され、被災された市民の健康を守るために大切な役割を果たしてきました。

しかし、本年1月からは一定の基準未満の自治体等は支援の対象から外れることになり、新潟市の場合も、基準を満たす見通しが立たず、継続を断念したところです。

支援の条件については、医療費の場合、当該自治体全体の一部負担金総額のうち被災者が利用した同負担金免除額の割合が一定基準以上とされており、後期高齢者医療の一部負担金や介護保険利用料についても同様の取扱いとなっています。そのため新潟市のように大きな被害があっても、それが一部の地域に集中した場合には、基準を下回って支援を受けられないこととなります。被害が同じであっても、被災者が住む自治体によって支援の差異が生じています。

また、協会けんぽなどでは、引き続き医療費一部負担の減免措置を継続すると聞いています。復旧、復興を進めるためにも、被災者が住む地域や加入する保険の種類にかかわらず、安心して医療や介護サービスを受けられる仕組みが必要であり、そのためには国の支援が欠かせません。

よって、下記の実現に向けた早急な対応をお願いします。

記

- 1 能登半島地震被災者への医療費一部負担や介護保険利用料の免除対象期間の延長に向けた国の支援の条件を見直し、引き続き継続し、保険者の財政的負担が生じないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年2月25日

新潟市議会議長  
皆川英二

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛て